

## 河南町防犯パトロール用資機材の貸出しに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の防犯、その他の地域住民の生活の安全確保を目的とする活動を推進するため、河南町防犯パトロール用資機材（以下「資機材」という。）の地域防犯ボランティア団体等（以下「防犯ボランティア等」という。）への貸出しに關し、必要な事項を定める。

### (対象団体)

第2条 この要綱において資機材を貸出しできる防犯ボランティア等は、次のいずれかの要件を満たした団体とする。

- (1) 青色防犯パトロールを実施する団体であること。
- (2) 団体構成員が3人以上で自主的に週1回以上防犯パトロールを実施する団体であること。

### (貸出し資機材)

第3条 貸出しをする資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯用ベスト
- (2) 防犯用腕章
- (3) 防犯用帽子

### (無償貸出し等)

第4条 資機材の貸出しは無償とする。なお、防犯ボランティア等は、他人に資機材を有料で利用させ、又は営利を目的とする行為に使用してはならない。

### (貸出しの申請)

第5条 第3条の資機材の貸出しを受けようとする防犯ボランティア等の代表者は、河南町防犯パトロール用資機材の貸出し申請書（様式第1号）を町長に申請しなければならない。

### (防犯ボランティア等の責務)

第6条 防犯ボランティア等は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 資機材の使用・保管に当たっては、善良な管理者としての注意義務を果たすこと。
- (2) 貸出しを受けている期間中に紛失又は損傷を生じた場合には、速やかに町に報告し、その指示に従うこと。

### (資機材の返却)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資機材を返却させることで  
きる。

(1) 防犯活動以外に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。

(2) その他使用上の支障が生じたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。